

固定資産税における償却資産について

北海道ニセコ町

令和4年(2022年)3月3日改訂版

1 固定資産税における償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、毎年1月1日現在における、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税または所得税を課されない方が所有されているものも含まれます。)をいいます。(地方税法第341条第4号)

2 償却資産の種類

資産の種類		主な資産(例)
1	構築物 (建物附属設備を含む)	舗装路面、広告塔、塀、外灯、ビニールハウス等
		(建物附属設備) 変電設備・自家発電設備、屋外給排水設備等
2	機械及び装置	発電機、電動機、農業機械、各種製造機械、ブルドーザー等の土木建設機械(自動車税及び軽自動車税を課せられているものを除く)、太陽光発電設備等
3	船舶	モーターボート等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬機	動力運搬車、フォークリフト等(自動車税及び軽自動車税を課せられているものを除く)
6	工具・器具及び備品	応接セット、机、椅子、パソコン、金庫、陳列棚、音響機器、冷暖房設備、楽器、理美容機器、医療機器、娯楽スポーツ器具、テレビ、カメラ、複合機、レジスター、冷蔵庫、自動販売機、ドローン、ラジコンヘリ、その他営業機器

※償却資産の耐用年数は、国税庁のホームページに掲載している「主な減価償却資産の耐用年数表」を検索して、ご確認ください。

3 建物附属設備における償却資産と家屋の区分

建物に附属している設備のうち、償却資産として申告いただく部分は次のとおりです。

設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	償却資産としないもの
電気設備	受変電設備	設備一式	
	電灯照明設備	家屋と分離している屋外照明設備(外灯など)	屋内照明設備
	電気引込設備	引込工事	
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備	左記以外の設備
	電話設備	電話機、交換機の機器	左記以外の設備
	拡声設備	マイクロフォン、スピーカー、アンプ等の機器	左記以外の設備
	テレビ共聴設備	テレビ	左記以外の設備
	火災報知設備	屋外の設備	屋内の設備
	LAN設備	設備一式	
給排水設備		屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用給排水設備	左記以外の設備
ガス設備		屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用給排水設備	
避雷設備			設備一式
空調設備		ルームエアコン、FFストーブ	ダクト式空調設備等
消火設備		消火器、ホース等	消火栓設備、スプリンクラー等
運搬設備		工業用ベルトコンベア	エレベーター、エスカレーター等
その他設備	中央監視制御設備	設備一式	
		カーテン、避難器具、ろ過装置等	

4 申告対象外のもの

- ① 固定資産税の対象となる土地・家屋(建物)
- ② 自動車税・軽自動車の対象となる自動車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車・原動機付自転車
- ③ 生物(観賞等に使用する場合は申告の対象です)
- ④ 無形減価償却資産(営業権・意匠権・ソフトウェア)、電話加入権
- ⑤ 繰延資産(開業費等)
- ⑥ 美術品(時の経過によりその価値が減少することが明らかなものや取得価額が1点100万円未満のものは申告の対象です)
- ⑦ 棚卸資産(貯蔵品・商品等)
- ⑧ 耐用年数が1年未満のもの
- ⑨ 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産で、その所有者(貸主)が取得した際の取得価額が20万円未満のもの

⑩ 取得価額の申告対象

経理部分 取得価額基準	一時の損金・ 必要経費とし たもの	(3年間の)一括 償却としたもの	固定資産勘定 に資産計上した もの(法人のみ) ※1	中小企業等の 全額損金算入 特例を適用し たもの※2
10万円未満	対象外	対象外	申告対象	申告対象
10万円以上 20万円未満		対象外	申告対象	申告対象
20万円以上 30万円未満			申告対象	申告対象

※1 法人の場合は税務会計上固定資産勘定に資産計上したものについては、申告の対象になります。(なお、個人事業主の場合は、申告の対象外となります。)

※2 租税特別措置法第67条の5(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)を適用する法人は、30万円未満の減価償却資産を必要経費または全額損金算入した場合は、申告の対象となります。

※3 取得価額が30万円以上の償却資産については、すべて申告対象となります。

5 小型特殊自動車は、軽自動車税の申告となります

軽自動車税の対象になる小型特殊自動車は、道路運送車両法で原動機により陸上を移動させることを目的に製作した車両が対象となります。

このため、公道の走行使用の有無に関わらず、上記に該当する小型特殊自動車を所有している場合は、軽自動車税の申告をしていただき、車両番号標(ナンバープレート)を取付していただきます。

固定資産税の償却資産に、軽自動車税に該当する小型特殊自動車を登録している場合は、償却資産の資産減少申告と軽自動車税の申告をお願いいたします。

●小型特殊自動車における軽自動車税の課税要件

小型特殊自動車の種類	主な車両の種類	要件	軽自動車税年額
農耕用	<ul style="list-style-type: none"> ●乗用型で自走式の農耕用車両 農耕トラクター、農業用薬剤散布車(スプレーヤー)、刈取脱穀作業車(コンバイン)、田植機、ポテトピッカー、収穫ハーベスタ、ピークル(管理機)、モアコンディショナー、野菜移植機など ●一定の条件を満たす農耕用作業トレーラ(※一定の条件等については、6ページをご確認ください) 	最高速度が35km/h未満のもの ※大きさその他の制限なし	2,400円
その他	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ミニパワーショベル、ミニタイヤショベル、乗用型草刈機など	① 最高速度が15km/h以下 ② 長さか4.7m以下 ③ 幅が1.7m以下 ④ 高さが2.8m以下 ※上記すべて該当するもの	5,900円

6 一定の条件を満たす農耕作業用トレーラは、軽自動車税の申告となります

令和元年12月25日付国土交通省告示第946号により、道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる「国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車」に大型特殊自動車または小型特殊自動車でけん引する農耕作業用トレーラが指定されました。

これにより、令和3年度より一定の条件を満たすときは、軽自動車税の申告をしていただき、車両番号標(ナンバープレート)を取付していただきます。

また、固定資産税の償却資産に、軽自動車税軽自動車税に該当する小型特殊自動車を登録している場合は、償却資産からの抹消手続きと軽自動車税の申告をお願いいたします。

一定の条件を満たすとは

一定の条件を満たすとは、下記(1)、(2)のどちらも該当する場合となります。

(1) 公道を走るための保安基準

農耕作業用トレーラが公道を走行するためには灯火器、連結装置、全幅、運行速度、免許といった確認項目があります。

○灯火器については、農耕作業用トレーラの前面と後面に備える必要があります。また、前面に車幅灯と前部反射器(白色)を、後面にテールランプ、ブレーキランプ、バックランプ、ウインカー、後部反射器(赤色の正三角形)を所定の位置に備える必要があります。

○連結装置については、万が一意図せず農耕トラクターと農耕作業用トレーラの連結装置が分離したときでも連結が保てるように、農耕トラクターと農耕作業用トレーラをチェーン等の丈夫な装置でつなぐ必要があります。

○全幅、運行速度、運転時の免許については、「農作業機を装着・けん引した農耕トラクタの公道走行ガイドブック(農林水産省作成)」をご確認ください。

(2) 小型特殊車両に該当する「農耕作業用トレーラ」の判断基準

農耕トラクターのみによりけん引され、農地における肥料・薬剤等散布、耕うん、収穫等の農耕作業、農耕機械等の運搬作業を行うために必要な構造を有する被けん引自動車

※最高速度が時速35km/h未満の農耕トラクターにけん引される農耕作業用トレーラが該当となります。

【具体例】

運搬用トレーラ、ロールベアラ、マニユアスプレッダ(堆肥散布機)、スプレーヤー(薬剤散布機)、けん引式ポテトピッカーなど